

豊中市規則第35号

豊中市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

豊中市建築基準法施行細則（昭和43年豊中市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（目的） 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、<u>豊中市建築基準法施行条例</u>（平成16年豊中市条例第9号。以下「条例」という。）及び豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第21条の規定の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。 （道路の位置の指定の申請書添付図面等） 第2条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更を受けようとする者は、規則第9条に規定する図書のほか、道路の位置の指定（変更）申請書正本1通及び副本1通に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。 （1）～（5） （省 略） （6） 指定の変更を受けようとする場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、<u>当該道路</u>を前面道路として利用している者の承諾書 （確認の申請書と同時に提出する図書）	（目的） 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、<u>大阪府建築基準法施行条例</u>（昭和46年大阪府条例第4号。以下「府条例」という。）、<u>豊中市建築基準法施行条例</u>（平成16年豊中市条例第9号。以下「市条例」という。）及び豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第21条の規定の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。 （道路の位置の指定の申請書添付図面等） 第2条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更を受けようとする者は、規則第9条に規定する図書のほか、道路の位置の指定（変更）申請書正本1通及び副本1通に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。 （1）～（5） （省 略） （6） 指定の変更を受けようとする場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、<u>当該道路のうち変更を受けようとする部分</u>を前面道路として利用している者の承諾書 （確認の申請書と同時に提出する図書）

(現 行)	(改 正 後)
第7条 法第6条第1項(法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事等の確認(以下「確認」という。)を受けようとする者は、確認の申請書に次の各号に定める図書を添付しなければならない。 (1)～(5) (省 略) (6) <u>小荷物専用昇降機、換気、排煙若しくは避雷の設備又は非常用照明装置がある場合はその設計図書</u> (7) <u>法第6条第1項第4号に規定する建築物にエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、その設計図書</u> (8) (省 略) (完了検査申請書等に添付する書類) 第9条 規則第4条第1項第6号及び規則第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (省 略) 2 <u>規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類(前項に掲げるものを除く。)</u>は、次に掲げる書類とする。 (1) (省 略) (2) <u>次に掲げる書類のうち、建築主事等が必要と認める書類</u>	第7条 法第6条第1項(法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事等の確認(以下「確認」という。)を受けようとする者は、確認の申請書に次の各号に定める図書を添付しなければならない。 (1)～(5) (省 略) (6) (省 略) (完了検査申請書に添付する書類) 第9条 規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (省 略) 2 <u>前項各号に掲げるもののほか、法第7条第1項の規定による申請に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為(以下「要確認特定建築行為」という。)である場合にあっては、規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> (1) (省 略) (2) <u>要確認特定建築行為が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」とい</u>

(現 行)	(改 正 後)
ア～キ (省 略) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	<u>う。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分又は基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類のうち、建築主事等が必要と認める書類</u> ア～キ (省 略) <u>(3) 要確認特定建築行為が基準省令第1条第2項に規定する住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類のうち、建築主事等が必要と認める書類</u> <u>ア 外壁、窓等の構造、位置及び熱の損失の防止に関する性能に係る報告書</u> <u>イ 暖房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>ウ 冷房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>エ 機械換気設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>オ 照明設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>カ 給湯設備（排熱利用設備を含む。）の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>キ エネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> <u>(中間検査申請書に添えて提出する書類)</u> <u>第9条の2 規則第4条の8第1項第4号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> <u>(1) 前条第1項第1号から第3号までに規定する書類（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）</u>

(現 行)	(改 正 後)
(工事完了通知書等に添付する書類) <u>第9条の2</u> 前条の規定は、<u>法第18条第16項又は第19項の規定に基づく通知について準用する。</u> (建築物の定期報告) 第12条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の(1)の欄に掲げる用途に供する建築物で、同表の(1)の欄の区分に応じそれぞれ同表の(2)の欄に掲げるもの(同表アの項からソの項まで(エの項を除く。))に掲げるものにあつては、避難階以外の階を同表の(1)の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。)とし、当該特定建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の(3)の欄の各項に掲げる時期とする。	(2) <u>法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、令第46条第4項の適用を受けるものは、次に掲げる書類(当該建築物に係る規則第1条の3第1項(規則第3条の3第1項及び第8条の2の2において読み替えて準用する場合を含む。))の確認の申請書に添付したものを除く。)</u> ア 筋かいの位置及び種類を明示した書類 イ 令第46条第4項に規定する基準に適合することが確認できる書類 ウ 令第47条第1項に規定する構造方法に適合することが確認できる書類 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> (工事完了通知書等に添付する書類) <u>第9条の3</u> 前2条の規定は、<u>法第18条第20項又は第28項の規定に基づく通知について準用する。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、法第18条第20項の規定による通知に係る工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合にあつては、第9条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (建築物の定期報告) 第12条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の(1)の欄に掲げる用途に供する建築物で、同表の(1)の欄の区分に応じそれぞれ同表の(2)の欄に掲げるもの(同表アの項からソの項まで(エの項を除く。))に掲げるものにあつては、避難階以外の階を同表の(1)の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。)とし、当該特定建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の(3)の欄の各項に掲げる時期とする。

(現 行)					(改 正 後)				
				合しないこと。ただし、 <u>条例第6条第1項第7号</u> に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難					に適合しないこと。ただし、 <u>府条例第8条第1項第7号</u> に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、か

(現 行)					(改 正 後)				
				安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。					つ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
イ	階段	直通階段の設置状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第 2 6 条第 2 項 (同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第 4 項の規定に適合しないこと。ただし、<u>条例第 6 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの (同項の認定を受け	イ	階段	直通階段の設置状況	目視及び設計図書等により確認する。	府条例第 3 7 条第 2 項 (同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第 4 項の規定に適合しないこと。ただし、<u>府条例第 8 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの (同項の認定

(現 行)					(改 正 後)				
				たものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。					を受けたものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
		幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第26条第5項の規定に適合しないこと。ただし、 <u>条例第6条第1項第7号</u> に			幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	<u>府条例第37条第5項</u> の規定に適合しないこと。ただし、 <u>府条例第8条第1項第7</u>

(現 行)					(改 正 後)				
				掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす					号に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及

(現 行)					(改 正 後)				
				修繕等が行われていない場合を除く。					ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
ウ	出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第 2 5 条において準用する<u>条例第 1 0 条</u>の規定に適合しないこと。ただし、<u>条例第 6 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第 1 2 9 条の 2 第 1 項の規定により全館	ウ	出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	府条例第 3 6 条において準用する<u>府条例第 1 2 条</u>の規定に適合しないこと。ただし、<u>府条例第 8 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第 1 2 9 条の 2 第 1 項の規定により全

(現 行)					(改 正 後)				
				避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。					館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの(同項の認定を受けたものを含む。)であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
4・5 (省 略) (制限の緩和に関する認定申請書等の提出) 第42条の2 <u>条例第7条の2又は条例第21条の2</u> の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。					4・5 (省 略) (制限の緩和に関する認定申請書等の提出) 第42条の2 <u>府条例第9条の2又は府条例第24条</u> の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。				
2 (省 略) <u>(児童又は生徒が使用する居室)</u> 第43条 <u>条例第9条に規定する市規則で定める居室は、次に掲げるものとする。</u>					2 (省 略)				
<u>(1) 教室</u>									

(現 行)	(改 正 後)
<u>(2) 図書室</u> <u>(3) 講堂</u> <u>(4) 体育館</u> <u>(5) 食堂</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める居室</u> <u>(避難廊下の構造及び設備)</u> <u>第44条 条例第16条第1項に規定する市規則で定める避難上有効な構造及び設備を有する廊下は、次の各号に該当するものとする。</u> <u>(1) 条例第16条第1項の道路等、避難階段又は特別避難階段に直接通じたもの</u> <u>(2) 耐火構造で区画したもの</u> <u>(3) 天井及び壁の内面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの</u> <u>(4) 出入口の部分を除き開口部を有しないもの</u> <u>(5) 出入口と天井面との間に50センチメートル以上の間隔を設けたものの</u> <u>(6) 出入口の幅を1.2メートル以上1.8メートル以下、高さを2メートル以上としたもの</u> <u>(7) 出入口に令第112条第1項に規定する特定防火設備を設けたもの</u> <u>(8) 床面を粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げたもの</u> <u>(9) 傾斜路を設ける場合は、その傾斜路の勾配を10分の1以下としたものの</u> <u>(10) 床に段を設ける場合は、その段のけあげの寸法を18センチメートル以下、その踏面の寸法を26センチメートル以上としたもの</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(11) エアーカーテン，令第20条の2各号（同条第1号イを除く。）の技術的基準に適合する換気設備又は令第126条の3第1項各号に規定する構造である排煙設備を設けたもの</u> <u>(自動車車庫の構造)</u> <u>第45条 条例第40条ただし書の市規則で定める構造は，次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 自動車車庫内における自動車の移動は，自動車を走行させることのみにより行う構造であること。</u> <u>(2) 自動車車庫以外の用途に供するための設備を設けないこと。</u> <u>(3) 階数が2以下であり，かつ，地階を有しないこと。</u> <u>(4) 自動車車庫の水平投影と隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の水平投影との水平距離が1メートル以上であること。ただし，各階に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の外壁その他防火上有効な設備を設けた自動車車庫にあつては，当該自動車車庫の水平投影と隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の水平投影との水平距離を5.0センチメートル以上とすることができる。</u> <u>(5) 各階の開口部（天井，はりその他これらに類するものからその下方50センチメートル以上の距離にある部分までが直接外気に開放されているものをいう。次号において同じ。）の面積の合計が，当該階の床面積の100分の5以上であること。</u> <u>(6) 各階の形状が矩形（長辺が2.4メートル以上のものに限る。）である場合にあってはその長辺間の中心線上の点を中心とする半径3.0メートルの円のいずれにおいても，その円内にある当該中心線で分割された部分それぞれに水平投影の長さが2.4メートル以上の開口部があり，それ以外</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>の形状のものである場合にあってはこれと同等以上の排煙に有効な機能を有するものであると建築主事等が認める構造であること。</u> <u>2 条例第42条ただし書の市規則で定める構造は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 主要構造部のうち柱及びはりが不燃材料で、その他の部分が準不燃材料で造られたものであること。</u> <u>(2) 前項各号に掲げる構造であること。</u> <u>第46条から第51条まで 削除</u> (敷地と道路との関係に関する制限の緩和に関する認定申請書の提出) <u>第52条 条例第57条ただし書、条例第58条第2項又は条例第59条第2項の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。</u> 2 (省 略) (工事監理者の選任の届出) <u>第53条 条例第61条第1項の規定による工事監理者を選任し、又は変更した場合の届出は、工事監理者選任(変更)届出書により行うものとする。</u> (私道の変更又は廃止の承認申請) <u>第54条 条例第63条の規定により私道の変更(第2条の規定による道路の位置の指定の変更を除く。)又は廃止の承認を受けようとする者は、私道の(／変更の承認／廃止の承認／)申請書正本1通及び副本1通に第2条の規定に準じ必要な事項を記載した図書を添えて、市長に提出しなければならない。</u> 2 (省 略)	<u>第43条から第51条まで 削除</u> (敷地と道路との関係に関する制限の緩和に関する認定申請書の提出) <u>第52条 府条例第66条ただし書、府条例第67条第2項又は府条例第68条第2項の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。</u> 2 (省 略) (工事監理者の選任の届出) <u>第53条 市条例第5条第1項の規定による工事監理者を選任し、又は変更した場合の届出は、工事監理者選任(変更)届出書により行うものとする。</u> (私道の変更又は廃止の承認申請) <u>第54条 市条例第7条の規定により私道の変更(第2条の規定による道路の位置の指定の変更を除く。)又は廃止の承認を受けようとする者は、私道の(／変更の承認／廃止の承認／)申請書正本1通及び副本1通に第2条の規定に準じ必要な事項を記載した図書を添えて、市長に提出しなければならない。</u> 2 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(計画を変更する部分の床面積の算定方法) 第 5 5 条 <u>条例第 6 4 条第 1 0 項第 4 号及び第 1 6 項</u>に規定する市規則で定めるところにより算定する床面積は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める面積の合計とする。 (1)～(4) (省 略) 2・3 (省 略) (中間検査の床面積の確定方法) 第 5 6 条 <u>条例第 6 4 条第 1 2 項</u>に規定する市規則で定める床面積の確定方法は、次の各号に掲げる特定工程の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1)・(2) (省 略) (3) <u>建方及び屋根工事</u>に関する特定工程の場合 <u>建築物の各階の床があるものとみなして各階の床面積(第 1 号の規定により算定した床面積を除く。)を算定する方法</u> 2 (省 略)	(計画を変更する部分の床面積の算定方法) 第 5 5 条 <u>市条例第 8 条第 1 1 項第 4 号及び第 1 8 項</u>に規定する市規則で定めるところにより算定する床面積は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める面積の合計とする。 (1)～(4) (省 略) 2・3 (省 略) (中間検査の床面積の確定方法) 第 5 6 条 <u>市条例第 8 条第 1 3 項</u>に規定する市規則で定める床面積の確定方法は、次の各号に掲げる特定工程の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1)・(2) (省 略) (3) <u>建方工事</u>に関する特定工程の場合 <u>次のア又はイの構造の区分に応じ定める方法</u> <u>ア 鉄骨造, 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 建築物の最下階から 2 階までの各階の床があるものとみなして各階の床面積を算定する方法</u> <u>イ 木造その他の構造 建築物の各階の床があるものとみなして各階の床面積(第 1 号の規定により算定した床面積を除く。)を算定する方法</u> 2 (省 略) <u>(手数料の減免)</u> 第 5 7 条 <u>市条例第 1 0 条の規定による手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額につき行うものとする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(申請書等の様式) <u>第 5 7 条</u> (省 略) (施行細目) <u>第 5 8 条</u> (省 略)	<u>(1) 市が行う建築行為である場合 市条例第 8 条第 1 項から第 8 項までに規定する金額を限度として市長が必要と認める額</u> <u>(2) 災害の復旧その他の特別な事由があると市長が認める場合 市条例第 8 条各項に規定する金額を限度として市長が必要と認める額</u> <u>2 市条例第 1 0 条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、確認申請手数料等減免申請書を市長に提出しなければならない。</u> (申請書等の様式) <u>第 5 8 条</u> (省 略) (施行細目) <u>第 5 9 条</u> (省 略)

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の豊中市建築基準法施行規則第 9 条第 2 項及び第 9 条の 3 第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に着手する脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為及び同法第 1 2 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為について適用し、この規則の施行の日前に着手した改正法第 2 条の規定による改正前の建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項に規定する特定建築行為については、なお従前の例による。